

組合員は能く協力一致義務履行に力をつくし初年度償還金并に備荒積立金九百十圓に達し其後の成績良好である
當組合も自作農組合を組織し目的達成のため一路邁進しつゝある状態である

第九章 負債整理組合

第一回世界戦争の際當事國は戦争に没頭して居る時に當り我國の産物は世界市場至る處に殺倒して非常なる好景氣を來たしたが戦後其反動により經濟界の大恐慌を招き倒産者相ついで起り農村も至る所負債山積して悲鳴を擧ぐるに至つた全國農家一戸の負債平均一千圓であるが若し之を放任しておいては終に農村の破滅を來たすの外はないので政府は極力消費の節約を奨勵し緊縮政策をとつたが此莫大なる負債の重荷を除かざれば到底根本的に農村の病根を斷つことは出來ないから國に於ても法律を制定して農村の負債整理を行ふやうになつた村にては昭和十年一月三十日村會に於て負債整理事業資金特別融通規程を決議し二月十二日付を以て縣知事の認可を受け更に農村負債整理事業資金特別融通損失補償契約締結を縣知事に申請し一萬八千圓を限度に二月十二日付を以て契約を了したかくて村では昭和九年に葛北負債整理組合十年に大谷負債整理組合が成立した

一 無限責任葛北負債整理組合

本組合に於ける負債整理事業は組合長米山盈以下役員の少からざる努力により順調に進捗し昭和九年二月條件緩和の協定が全部成立したから二月二十六日特別融通資金の配分を本縣知事に稟請四月八日に至り資金一萬五千五百圓配分決定の通知に接した依て村は直に起債許可申請の手續を爲し六月十七日を以て本縣知事から許可の指令があつた爾來組合に對する貸付準備を進めると共に資金供給資金交付の手續を経て九月五日資金を預金部より借り入れ即日組合の臨時總會を開催して村より係員臨席して資金の傳達を行つた組合は直に債權者に對し現金の支拂ひを了し茲に負債整理の事業を完結した

一、組合員 五十九名 内要整理者四十一名

一、整理負債額 金二萬七千三十二圓

一、不要財産處分金 一萬一千五百三十二圓

一、資金借入額金 一萬五千五百圓

爾來組合員は協力一致負債償還の遂行に邁進して居る特に本組合の經營上重要な施設たる共同收益事業たる六町歩（三町歩梨三町歩苹果）の果樹園は經營宜しきを得て漸次實績を挙げ將來大に有望視せらるゝに至つた

二 無限責任大谷負債整理組合

本組合は昭和十年二月二十八日組合設立認可申請書提出三月五日日本縣知事の認可指令あり三月十二日設立登記を了した爾來各戸の經濟更正計畫を樹立し其遂行を期すると共に負債整理計畫の進捗に努力し十一月十八日村會の決議を経て負債整理事業特別融通資金轉貸の方針を決定して資金配分の申請をした所十二月十九日本縣知事から配分決定の通知があつたから起債許可申請の準備を進め昭和十一年二月十七日本縣知事宛起債許可申請書を提出した

かくて三月三十一日付を以て預金部負債整理事業資金の供給が決定し五月十七日資金の交付を得同日組合員全家族集合して資金の傳達を受けた之により既定計畫の遂行整理が完了した
今其内容の概要を示さん

一、組合員 九名 内要整理者 八名

一、整理負債額 金一萬四千四百四十五圓

内條件緩和額 金八千九百七十二圓

不用財産處分其他 金二千六百七十三圓

預金部資金借入額 金二千五百圓

第十章 移 植 民

我が國は土地が狭少且人口稠密で農民一戸の耕作面積平均一町歩で之を外國に比較して非常に少く且年々人口の密度が加はりつゝあるからこのまゝに放任したならば産業の不振を來たし國力の退嬰を來たすことは明かである然るに歐米諸國は我國民の海外移民に對し或は制限を加へ或は全然禁止する等不法の壓迫を加へ我國民の海外發展を阻害する情態である而るに昭和六年滿洲事變の勃發に依て滿洲帝國の創立となり我國と密接不可分の關係を結び滿洲の開發並に國防上及び我國人口問題解決上滿洲移民の急務を認め滿洲移民の大方針を確立した

滿洲の總面積は約日本の二倍あつて一億二千町歩而かも其可耕地が其四分の一の三千町歩あつて既に耕されたものは千三百萬町歩に過ぎないから残りの千七百萬町歩は未耕地で其中から大體一千萬町歩が日本移民の爲め割り當てらるゝ手筈になつて我國農民の來植を大に歡迎して居る

昭和七年以降拓務省の滿洲農業移民送出計畫にひきつゞき滿洲農業大量移民送出計畫（一ヶ年五萬戸宛二十ヶ年百萬戸五百萬人）確立に伴ひ滿洲移民をして益々其數を増加し且現地に於ける定着性を強化せしむるためには分散的移民の方法を改め集團的移民の實行を要する次第である而かも日本政府は集團移民に對しては準備費として一戸當り約一千圓の補給金又自由移民にも五百圓の獎勵金を出し其現地に於ける總ての設備費其他所要資金は滿洲拓殖會社から五ヶ年据置き二十五ヶ年賦償還法により融資せらるゝ方法がある

南向村の田畑合計六百五十五町歩農家戸數八百三戸で一戸平均耕作面積八反歩で全國平均にも及ばぬ状態である故に本村でも昭和七年移植民の計畫を樹立し一は以て國策に順應し一は以て本村人口の調整を圖た次第である今昭和七年以來本村移民計畫に本づき移民送出の實績を示せば

種 別	世 帯 數	家 族 數
滿洲特別農業移民	八	三七人
武裝移民		
同 分村移民	二三	一〇三人
同 青少年義勇軍	一五	一五人

南米ブラジル移民

合計

移植年次調(南米を含む)

年次	入植地	摘要	氏名
昭和六年	南米アリアンサ	第一次農民移民	吉川昌一郎
七年	吉林省永豊鎮	第二次同	吉川皆夫
八年	吉林省七虎力	第三次同	智久伴一
九年	濱江省綏稜縣開拓組合	第四次同	吉川理佐次
十年	濱江省林密線	第五次同	宮島政吉
十一年	牡丹江省密山信濃村	同上	上澤恒一
同	南米アリアンサ	第六次同先遣隊	小松三重
十二年	牡丹江省密山南五道崗	緣故移民	坂下庄太郎
同	牡丹江省密山信濃村	南向前移民先遣隊	齋藤豊一
同	牡丹江省密山五道崗	滿蒙開拓青少年義勇軍	清水宗一
同	龍江省嫩江訓練所	南向前移民本隊	外澤八人
同	南米アルゼンチン	青少年義勇軍	矢澤十一人
十三年	牡丹江省密山五道崗		鈴木木等
同			吉川勇藏
同			外山十二人
同			須山一郎

三

一八人
一六九人

同 同

濱江省中和鎮

緣故移民
第七次農業移民

松島清吉
田澤徳男

移民施設

一 獎勵金交付

昭和十二年九月南向村移民助成規程を制定し分村移民として一戸を構ふるものに對しては六十圓單獨者に對しては三十圓を交付することに決めた

一 配偶者の斡旋

村は單獨渡航者に對しては極力配偶者を周旋し且村長が媒酌の勞を執り役場にて村主宰の下に簡素嚴肅なる結婚式を舉行し渡滿者のために光彩を放たしめた已に今日迄に斡旋數十名以上に及んで居る

一 調査研究及視察員派遣

昭和十年十月信濃海外協會南向支會を設立して本部と連絡をとり今後大に海外發展の研究及運動の敏活を圖る方針であるなほ實地調査の爲め左の諸氏を滿洲に派遣した

昭和九年

縣主催

桃澤正雄

十三年

滿洲移民協會主催

宮崎友江

十二年

信濃教育會主催

古川眞澄

同年

縣主催

米山盈

第十一章 生活改善

禮式は人間生活に極めて必要のもので之に依て社會の秩序も立ち社交も圓滿に行はるゝものであるが其弊としては虚禮に流れ形式に陥り精神を没却するに至ることであるかくて禮式に使用する調度衣服の設備に多大の失費を來たし殊に太平時代のつゞくに至ては其弊一層甚だしく遂に生活に脅威を與へ累を子孫に及ぼすことを免れない

第一章 徳川時代以前

本村の古昔については歴史の徴すべきものなきも太古已に住民の生活せしことは種々の石器や土器の往々發掘せらるゝにより之を證することが出来る又伊那の各地に宏大なる古墳の存するを見れば上古豪族の居住して一般國民の生活も漸次向上したことが推知できる

上古帝都から東國に至るには御坂を越したか降て鎌倉時代にも御坂を越したもので世に鎌倉街道の名がある故に此通路に當る地方は早くより開けた我が村は龍東に位し多少交通を妨げられたが一般の文化に甚だしく後れると云ふことはなかつた

平安朝藤原氏時代の半以降地方豪族は各地に私有地をこしらへ之を莊園と號したが此邊は伴野の莊に屬したやうである

第一節 大草（四徳を含む）

降て後醍醐天皇の御代に至り鎌倉の執權北條高時を滅して一時建武の大業が成つたけれどもつゞいて足利尊氏の叛亂により世は再び争亂の巷となり遂に吉野朝時代となり天皇の第八子宗良親王は各地に轉戰遊ばされたが越中の國より信濃に移られ興國五年春には大河原に留り給うた此時御年三十四歳であられた以後文中三年吉野へ歸らせ給ふまで實に三十一年間親王は此地に留まれ其間屢武藏上野越後美濃尾張へ出張せられ征東將軍に任じ給ひ東國の官方を統督せられて日夜回天の事業に御心を碎かせ給ふた世に親王を信濃宮と申し上げ又當時大河原鹿鹽大草の邊を總稱して大草郷と稱したから大草宮と申し上げた

此時大河原城主（上藏）香坂高宗は滿腔の誠意を以て親王の御事業を輔け奉り高宗自らは大河原城に在り周圍の地に

は同志を配して敵に備へたこの時香坂の同族が更級郡の牧の島（今の牧郷村）にも居住し南北相呼應して御味方申上た又神峯城主知久氏は香坂氏と互に連絡して行動を共にした香坂氏は北佐久郡三井村に起た滋野氏の分流で知久氏は諏訪氏の系統をひいて居る諏訪滋野の兩族は共に官方として同一行動をとつた此時武家方の大將松尾城主の小笠原は信濃守として勢力を振ひ天龍以西の諸族は概ね其勢力の下に有て親王の軍を腦まし奉たが天龍川以東は概して親王方に加勢した大草は大河原の西方の咽喉の要地であるから香坂高宗の一族がこゝに陣取てこの地を守て居た然るに親王は天下の形勢日に非にして到底挽回の道なきを見給ひ文中三年に吉野に歸らせ給ふたかくて宗良親王御終焉に付て昭和十五年三月十八日信濃宮神社創建奉賛會長富田健治氏より稟請にかゝる書類中信濃宮御由緒書の一部を參考の爲め左に摘載す

宗良親王の御終焉については大略四説あり大日本史の如く終る所を知らずとするもの又信濃宮傳の如く遠州井伊谷とする者又浪合記の所謂井良親王こそ實は宗良親王を指し奉るものにて親王は浪合にて御戰死遊ばされたとする説最終は大河原にて薨去ありたりとする説なり井伊谷説及浪合説は確證なく一種の推想に過ぎず唯大河原薨去説は不完全ながらも一片の史料は之を有す即ち左記京都醍醐三寶院の古寫歌なり

大草の宮御歌 信州文永寺密藏院の東向廣椽に疊を敷て池の蓮枝眺めて宗詢法印の手跡にて寫之
二十餘廻の春も都のよそに過ぎぬることと歎侍しころ鶯のなくを聞きて
ことし我が春を知らせよ鶯もしるしなき音やさのみなくへき

興國五年信の國大河原と申す山の奥に籠り侍りしにたゝかりそめなる山賤のかきほわたりみならはぬ心地し侍るにやうやう春の光まちあめる鶯の百轉りも昔思ひ出てられしかは
かりの宿かこふはありの吳竹をありし園とやうくひすの鳴く
春をへてあいやとりせし鶯も竹の園生にわれしのふらん

信濃國にて百首よみ侍りしに霞枝

かすめたゝいづれ都のさか井とも見ゆへきほとの旅の空かは

天文十九年在國の時寫之也大草宮と申は南帝の宮にて御座信州より度々御出張終に事もとゝかて大草と申す山の奥の
さとの奥の大川原と申す所にて空しくならせ給とそあはれること共なり此外大卷一卷あり濃州まで攻のほられたる
ありさま色々の事とも遊はし御歌數十首悲歎をさへかたきものなり

即ち下伊那郡下久堅村文永寺に於て大草の宮の御歌を寫し奉りたるものにして其前詞及和歌共に李花集に載せられたる
ものなれば第一に天文年間頃は宗良親王の御座所に近き此地方などに於ては親王の御事を「大草の宮」と申傳へ居たる
ことを推知するに足り第二に大河原は大草の一部にて其山奥なるを明記し居たる事は現に大河原の内王藏の松下楠見氏
所有の天正十八年の檢地帳に於ても大河原を大草郷内として取扱ひあるものにも吻合し地理的に謂ふも大草は小澁川が
天龍川に組合する地點にあり大河原は約三里程の上流(小澁川)に位する故他の何れの道筋よりも自然なる交通線なれば
大河原が大草郷の内に包含されたる時代の存在するは亦當然なり殊に意を強うするに足る事は此大草の地に古來傳統の
舊家香坂氏の存在する一事にし其舊家たるは古文書類を所有し居るによりても疑ふの餘地なしされば宗良親王が李花集
中に二回迄も姓名を舉示して其苦節を推舉遊ばされたる香坂高宗も亦其根據地が此大草にして親王を自領内の山奥に奉
じ奉りたることも又を迎へて解き得たるの感なきにあらず

即ち親王が三十餘年間信濃伊那谷の山奥に御安座遊ばされたるに就ては信濃に於ける遠近大小の官方の協力輔持し奉
りたる所には相違なきも而かも其土地は香坂氏の領内なりし一事と御歌集中に兩回までも香坂高宗の忠節を御記録遊ば
されたと相まちて數多き官方中に於ても特に香坂氏が最も重き責任者にてあり従て他に抽でたる松雪の苦節者たり
しを想像せざるを得ざるものあり

若し夫れ「大草と申す山の奥の奥に大川原と申す所に空しくならせ給ふとぞあはれる事共なり」の一段に至り
ては天文の頃大川原の外廓防禦線の一に當れる久堅村地方(大河原と三里内外の距離)にて宗良親王の大河原に於て薨去
遊はしゝを信じて疑はざりし證にして此當時より親王御薨去を推想する元中年間頃迄は長くて百七十年なり此間に於て

此地方に於て嘗ては最も重要に仰ぎ奉り居りたる親王の御一大事が創作さるべしとも覚えられず又若し御行衛不明なりしとせばそれも亦重大事として有りの儘に傳説されたる事を思はざるを得ざるなり此等の點より見れば此史料の存在は宗良親王が永年の御座所たりし大河原に於て御薨去遊ばされしを八九分通りの正確さを以て語り居るものなりと信ず少くとも他に於ては之に比較するに足るべき史料を見る事を得ざるなり

文永寺は天龍川東の深山幽谷地帯に廣く互て古くより蟠居せる神氏の一族たる知久氏の氏寺にして醍醐理性院の末寺文永年間の創立にかゝり其當時の五輪塔は國寶に指定せられ居れり本尊は大元明王にして其修法關係上古來皇室の御歸依を忝うし女房奉書數通其他多くの古文書を有す又知久氏は關東の大族にして常に宮方として忠勤を抽てたるものなればそれらの關係よりしても宗良親王の御事は文永寺に正しく傳はるべき筈なり前記三寶院文書に「宗詢法印の手跡にて」云々とある宗詢法印も足利中期の人にして知久氏の出なれば悲歎抑へがたき情を以て親王の御歌を手抄し置きたるものなるべきをも推測せらる

一方亦大河原の地について之を見るに大河原より一里強の山奥の深き谷の傾斜面にある釜澤なる小部落あり其産土神八幡宮の境内に接して古來宮塚と傳承する小き堆土あり其上に一基の寶印塔を安置せるが此寶印塔は相當に美術的のものにして天沼俊一博士の判定によれば室町初期頃のものなりと云ふ土地民衆の傳ふる宮塚の名も由緒あるに似たり或は是れ御終焉地の墓標ならんか以上

又宗良親王は和歌に御堪能に渡らせられ歌聖として名高いが今御詠中の三名歌と此里に由縁あるものを記して偲ひまゐらせん

我を世にありやと問はし信濃なる伊那と答へよ峯の松風

思ひきや手もふれさりし梓弓おきふし我ら身なれんものとは

君の爲め世の爲めなにか惜しからんすてゝかひある命なりせば

○

暫したに吹かぬまもかな風の上に立つちりの身のありかさだめん

いはて思ふ谷の心も苦しさは身を埋木と過すなりけり
散らぬまに立ちかへるべき道ならば都のつとに花も折らまし
いとほしな親の飼ふこのいふせさもかゝるふせやの習ひと思へば

其後大草城には香坂氏の子孫が居住してこの他一帯を領有して居たことは諏訪上社神長官家守屋氏に保存せらるゝ御
柱祭頭役のことを記した「諏訪御符禮之古書」中にある左の人名により明かである

長祿二年	大草民部少輔宗政
寛正七年	大草香坂左衛門有宗
文明四年	大草沙彌昌廣
文明九年	大草香坂左衛門有宗
同十四年	大草入道沙彌昌廣
同十九年	同人

(それ以後の記録欠く)

其後足利將軍の勢威漸く衰へ諸侯は將軍の令を用ひず各割據して互に土地を攻略し遂に天下の騷亂をひき起し所謂戰
國時代となつた永祿年間織田信長尾張より起て今川を滅し天正十年三月に至り武田を滅し毛利河内守秀頼を飯田に置き
て伊那全郡を管せしめた同年六月信長本能寺に於て明智光秀に弑せられ信濃甲斐主を失ひて混亂するに乘し徳川勢は駿
河方面より北進し北條氏直は碓氷を越えて佐久に進出し兩軍は甲斐垂崎の北に對峙し南信濃は徳川北條兩氏の制覇の巷
となつたこの頃の大草城主宗縁は大草庄三郎入道休齋と號した大草休齋は始め武田に後織田に屬したがこの年徳川勢の
伊那に入るに及び下條吉岡城主下條兵庫助頼安の勧誘に従ひ飯島大島諸氏と共に家康の配下に屬して七月六日起請文を
出した其大要は

一加様ニ得貴意候上者軍役等聊無沙汰申間敷事

一大細共ニ御指圖不違可走廻事

等を神明に誓約したものでこの休齋の起請文は遠州秋葉神社に納められたのである同社には其外に大草休齋家中衆の連名起請文が一通あつてそれを見ると休齋はこの地方で相當の大神であつたことが分かるその連名は左の通りである

片切意釣西鎌

同孫左衛門爲義

同宗三

北村掃部左衛門

上泥右近

鹽澤佐左衛門

新居万助

大澤六兵衛

片桐源三昌忠

橋部十郎左衛門貞綱

松平仁左衛門

南島與左衛門

米山彦七郎

宮下四郎左衛門光延

北條七左衛門定光

一方氏直も密使を各地の城主に派して加勢を求めたが大草城主に送つた左の文書がある

其表及勢遣候處早々忠信感悦候彌向後別而走廻專一候猶安房守可申候恐惶謹言

九月十二日

氏直 (花押)

大草休齋

(註) 安房守は氏政の弟氏邦にて氏直の叔父に當る

休齋はかくの如く北條の勧誘を受けたが北條には靡かず徳川に従た

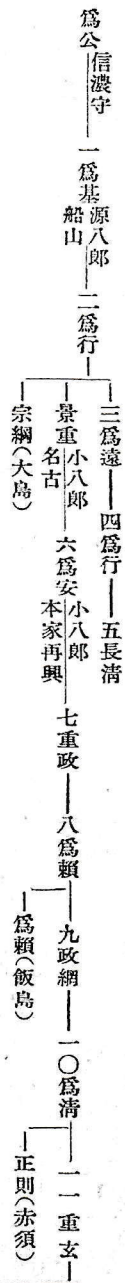
徳川北條の兩軍は甲州の韭崎附近で屢戦たが北條の勢蹙あり此年十月和議成立して徳川は川中島を除きたる信濃の全部を取り北條は上州沼田を得た家康は菅沼小大膳亮定利を知久平後飯田に居住せしめて伊那を管せしめ天正十三年八月上田の眞田安房守昌幸叛くにより家康は大久保忠世等をして之を攻めしめ休齋の子右近介宗澄は命によりて出陣した菅

沼定利の後毛利秀頼京極高知は飯田に在城して伊那を管したが香坂氏は代官として大草を支配したが宗澄の子五郎右衛門宗久の時天正の末年歸農して郷士となつたと云ひ傳ふ然れども慶長六年香坂何右衛門の名を以て寺社領として高六石宛常泉寺及八幡諏訪の二社へ付せられたるを見ればなほ代官はその頃まで續いて居たやうである

第二節 葛島

葛島は往昔は片桐郷に屬し所謂片桐七ヶ村の一であつた往昔片桐氏が船山城に據て此地方を領有した時代より葛島は其支配に屬して居た今片桐氏の系圖を左に示さん

片桐氏清和源氏滿快流



一二 重頼 — 一三 爲信 — 一四 重行 — 一五 重辰 — 一六 長辰 — 一七 長忠 — 一八 政忠 — 一九 長公 — 二〇 源三郎

片桐氏は其先源經基五男滿快ミツキの曾孫爲公の五男爲基が當地を征服して茲に居住した當時片桐氏に屬した郷士は左の通りであつた

一田 島	二十貫文	西村 三左衛門
一上 片桐	二十五貫文	奎左衛門
一七 久保	二十貫文	新井 万之助
一同 所	二十三貫文	上村 右近

一田 島 南 島 昆 平
 一上 片 桐 十八貫文 宮 下 帶 刀
 一〇 島 十五貫文 米 山 倉 之 助

片桐氏は爾來年を開みすること實に四百七十年の長きに亘り此地に勢威を張て居て十九代長公の時には領地八百貫文を領し武田氏に屬したが天正十年二月織田信忠の軍が伊那へ討入りの時飯田大島の諸城相亞て落城し片桐城も支ふこと能はずして遂に一族四散するに至つた此時葛島城主も片桐城主と運命を共にした

武田滅亡の後は織田の武將毛利河内守秀頼の領地となり其後二ヶ月織田信長の本能寺變後は徳川の武將菅沼定利の治下に屬し徳川氏關東移封後天正十八年再び毛利の領となり文祿二年京極修理太夫高知の領地となつた

第二章 徳川時代

第一節 大 草 (四徳を含む)

慶長六年井上氏が家康に取り立てられ伊那に於て五千石の内南山庄内に於て四千五百石大草に於て五百石を賜はり元和四年十二月近藤氏が伊那に於て五千石を賜はり其内大草に於て九百餘石を賜はつたこれより大草は井上領と近藤領となつた今大草御領並に私領の石高を左に示さん

	古 石 高	改 石 高	天 石 保	
大 草	一、四三九、九六〇	一、六六八、〇八八	一、八三三、八四六	古高とは享保以前の檢地によるもの
井上領	三三、二七五	—	八五二、四三六	
後御領	九、一〇〇	—	九五四、四〇〇	
近藤領	—	—	—	外に餘地若干あり

四徳は近藤領にして古高四十六石九一天保六十一石四一三である

次到大草御領私領の分布を示せば大凡左の通り

御領 日會利、西丸尾、谷田、沖田、桑原

私領 丸尾黒牛神又下平中組鹿養南山方三共四徳

御領私領交り 飯沼、北組、町

一、大草御領

慶長六年井上氏が大草に於て徳川より五百石を賜はつたが今同氏の系統を語らん

一 清和源氏源頼季の末流で上高井郡井上に土着して姓を井上と稱した

一 頼季十一世の孫直國直國の末孫清之

一 清之の孫之房は黒田孝高及長政に従て軍功あり慶長六年家康に謁して伊那に於て五千石を賜はり後秀忠より良馬を賜はつた

一 庸名淡路守

之房の子慶長十一年秀忠の近習となつた寛永十年家光上洛の時宿割りのことを司つた十九年九月死去

一 庸尾頼母助

庸名の子寛永十七年二月家光に謁した慶安二年七月死去

一 庸貞虎之助

庸尾の養子で慶安四年十二月遺跡をついだ明暦三年六月死去したが嗣子が無くて家が斷絶した

明暦三年井上氏斷絶の後井上領は幕府領となり駒場上町陣屋宮崎太郎左衛門御預りにて支配し元禄元年飯島陣屋つきとなり明治維新に及んで居る

元和三年脇坂氏が飯田へ封せられた時片桐に役所を置いたがこれが片桐陣屋で後延寶五年に飯島に移った初め私領の陣屋であつたが寛文十二年脇坂氏の去つた跡へ幕府の代官所が置かれ江戸時代を通して幕府直轄の代官所が置かれた代官は天羽七左衛門とか設樂源右衛門とか大草太郎左衛門と云ふ人達が交替して勤めたがこれらの人は實際は常に飯島に居つたのではなく其配下の役人が局に當つたのが普通であつた

二 大草 私領

大草の内御領を除く外及四徳は近藤領に屬して居て近藤氏と本村との關係は密接なるものがある

元和四年近藤重堯は父政成の跡を襲ぎ徳川家康の取り立てにより伊那郡の内知行五千石を賜はり立石に居住した

近藤淡路守知行所

信濃國伊那郡ノ内

十四ヶ村

御領私領入會

春近庄ノ内

上穂村

右同斷

伴野庄ノ内

大草村

入會無之候

同庄大草村枝村

四 徳

私領御領入會

同庄

小川村

私領入會

伊賀良庄

山本村

入會無之

同庄

立石村

右 同

同庄

下條

小松原村

右 同

同庄

大久保村

右 同

同庄

大島村

右 同

同庄

恩澤村

右	同	同庄	梅田村
右	同	同庄	鴨目村
右	同	同庄	合原村
右	同	同庄	栗屋村
右	同	同庄	河内村

大草村當時の近藤領は高九百十八石七合であつたが其後新田が漸次開墾せられて慶應三年四月の調べでは三十六石四斗三合増加して九百五十四石四斗一升となつて居る

近藤重堯は齡七十五歳で貞享二年に卒去され其子重信繼ぎ元祿六年重信死後其子政徳が後を繼いだ政徳は大坪流馬術の蘊奥を極め師範役として將軍家に仕へた元祿六年領地山本に移り享保十四年に死んだ

政徳の子政共の時元文三年山本役所を引き拂て立石陣屋に移つた政共の子政方は御小姓組番頭を仰せ付かつた政方の子政明は寶曆八年相續し又山本へ引き越した明和二年乗馬上覽の際時服及羽織を拜領した政明の子政道政道の子政賢政賢の子政養何れも馬術は大坪流の蘊奥を極め將軍家に仕へた政養の養子政敏は敬虔誠實兼て音楽の趣味あり又馬術に長じ將軍家に仕へて師範役となつた慶應四年王政復古の際大義を奉じて京都に上り勤王の旨を奏上し軍資金五百圓を献納した又同年七月軍資金として千三百二十五兩玄米二百俵を献納した

斯くて世は王政復古となり諸侯が争て藩籍を奉還するに及び明治二年二月屋敷家作共上地致すべき旨朝廷より命令下り同年六月二日一切伊那縣に引きつぎを完了した

近藤氏は元和四年重堯が立石に取り立てられしより明治二年迄二百五十餘年間連綿として續いたが明治維新の政變に依て藩籍を奉還するに至り大草の近藤領は伊那縣の管轄に遷た

其後近藤氏は明治二年十二月士族に列し祿高百五十石を賜はつたが明治四年家祿を奉還して農に歸し平民に族籍を移し陣屋に居を定め農桑の業に就き傍ら平田學派の國學神道を鼓吹し明治六年七久里神社其他數社の神官を仰せ付かつた

が明治十四年病歿せられ長男政寛家を繼がれ父の遺業を守り現在に及んで居る

第二節 葛 島

慶長六年に小笠原秀政が飯田に封せらるるや葛島は其領となり慶長十八年一時徳川領となり美濃久々里城主千村平右衛門預となり元和三年脇坂淡路守安元(五萬石)の領地となり其後寛文十二年七月脇坂は播州立野へ移封となり烏山の城主堀親政が飯田城主となつたが堀の領地は十八ヶ村にて二萬石を領し市田以北は幕府領となり駿河陣屋飯田支廳の支配を受け元禄以來葛島は飯島陣屋の支配に屬し明治維新に及んで居る

葛島の石高は古高三百三十七石五四六寛保年間五百三十一石四〇二天明年間五百三十八石一四二 人口は寶曆十二年の調べでは戸數百三十五戸人口男三百五十二人女二百五十四人計五百五十九人である 葛島は所謂片桐七ヶ村(葛島前澤田島小平片桐上片桐七久保)の一つであり又片桐七ヶ村に本郷石會根飯島を加へて十ヶ村又十ヶ村に田切の北河原中平南割を加へて十三ヶ村と呼で組合つて居た從てこの方面に古來共有地及入會地があつた今此共有地を列舉せん

村	字	地目	面 積	共 有 者	村	字	地目	面 積	共 有 者
飯 島大持		山林	一、四四五町	十三ヶ村	七久保横澤		同上	一九七	片桐七ヶ村と本郷村
同 上惡谷		同上	一、一一二	同上	同 上烏帽子岳		同上	一、二九六	片桐七ヶ村
同 上燒枯		同上	一〇二	同上	同 上袴腰		同上	一、三三〇	同上
同 上黒覆		同上	七七七	同上	同 上三林		原野	八〇七ノ	同上

この共有地は明治になつて各村に分割され葛島は大正十二年その中の一部を村有に提供した

けたりすることは婦人國防の最も意義ある重大な務めであります

第六 一旦緩急國家總動員となりますれば國防上婦人が男子に代はる務めをなさねばなりません

第六章 東京南向會

一 東京南向會の創立

明治三十九年當時金山銀行を經營して居た米山利之助の主催で當時勉學の爲め上京中の仁科一郎諏訪直夫横前正輔佐々木信小池半三宮澤愿美の諸氏参加し遠山英一大工原銀太郎羽柴金次郎諏訪幸之進戸田又次郎を賛成人とし第一回の會合を隅田川のほとり米山別邸に開催して各胸襟を開いて快談を試み親睦を厚うしたこれが東京南向會が東京の眞中に呱呱の聲を擧げた初めである第二回は四十年に上野公園の貸席に開き鹽澤大將も當時は中尉で出席された爾來年々開催し舊情を溫めて來たが大正十二年の大震災に遇ひ會員の住所も不明となり一時中止の止むなきに至つたことは誠に遺憾の至りであつた

二 東京南向會の再興

其後帝都の復興と共に在京南向人諸氏の事業も各復興の一路をたどり又上京者も漸次増加したから昭和九年秋松村傳彌宮本半三久保田喜一郎小林邦人諸氏の主宰で再興成り鹽澤中將遠山寄人兩氏を顧問に推し羽柴金次郎を會長とし更生第一回の會合を上野東仙閣にあげ第二回總會は清水谷偕香園第三回は日比谷松本楼第四回は清水谷偕香園に開いた此間仁科村長の盡力により在京者名簿も完成して在京南向人の全貌を明かにすることを得廣く村の在京者を網羅することを得たかくて羽柴氏退隱後松村傳彌會長となり第五回は日比谷「レーンボーグルクル」に開き遠く母村より仁科村長高坂縣會議員出席し會員亦七十餘名出席して大盛會であつた

第六回は昭和十四年春小石川後樂園に開いた會員の出席百餘名母村よりは仁科村長はじめ長老數氏の出席あり宛ら我

村が東京に移つた感があつた此日會旗も出來鹽澤中將に會名の揮毫を請ひ披露及入魂式を行つた

此年十一月十五日には鹽澤中將は村民待望の海軍大將に榮進したので會では早速祝賀會を開くこととなり村に相談した所村長助役村會議員其他の名譽職各種團體長等二十數名大舉上京参加せらるることとなり十二月十五日反田松泉閣に開催し役員全員の外會員多數出席した先づ松村會長の開會の挨拶について仁科村長より村會の決議による日本刀一口贈呈あり大將の謝辭ありて式を閉ぢ歡談放歌大に郷土色を發揮し十二分の興をつくして散會した

かくの如く會は會員間の親和以外常に母村と密接の關係を結び共存の實を擧げんことを期して居る、かの日支事變勃發するや常に應召者の送迎を爲し又村の名譽の戦死者十四柱のため鹽澤大將と遠山寄人に依頼して色紙に揮毫して頂き小林幹事長之を携へて歸省し昭和十四年八月村役場に於て遺族の方々に參集を乞ひ贈呈式を舉行した

三現在 の 役員

顧問 鹽澤幸一 遠山英一

會長 松村傳彌 幹事長 小林邦人

幹事 宮本半三 米澤義央 中島岩吉 鹽澤靖直 森本一徳 中島作次 米山胤男 佐々木正 桃澤千文 横前智

森本治三 岡崎喜六 小松 工 平澤高美 仁科宗造

理事 鹽澤榮八郎 久保田喜一郎 横前正輔 大澤孝雄 森本常治 松本文六 小池公平 倉澤嘉耕治 羽柴ちせ

佐々木かのゑ 今井京子

尙ほ創立當時の先輩にして物故せられし諸氏左の如し

米山利之助 諏訪幸之進 大工原銀太郎 戸田又次郎 中澤重雄 羽柴金次郎

第七章 南向病院

本村大草には慶長の頃から小木會家が代々醫を業として來た中にも文化文政の頃雲亭は名醫として世に知られた然して大正二年に至て小木會増太郎翁が死亡せられてより村に醫を營むものなくて非常に不便を感じた依て村の有志が無盡をこしらへて開業資金を造り醫師を迎へたことがあつたが長く留めることが出来なんだ畢竟これは交通の便が悪い爲め營業上不利の點が少くない爲めであつた大正十二年村長摺澤貞雄はこれは村營に依て病院を經營するより外に道はないと考へ調査した所東京府下に村營病院ありと聞きその條例規程をとりよせて参考となし村衛生の向上並に社會事業を加味した條例並に規程を作製し二月二十八日の村會に於て之を決議し直に縣の認可を得た

縣に於ても縣下社會事業として村立病院設置の嚆矢なれば指導と聲援を與へられた
最初の院長として縣工場課技師遠藤武文を迎へ同年五月開院して一般診療を開始したこの廣大なる無醫村も茲に名醫を迎へ村民は非常なる歡喜と期待とを以て迎へた

爾來村は經營については藥價手當料等は成るべく低くし往診料は普通の半額を標準として定め又貧困者には救済の道を講じた其後大正十五年度から産婆を設置し尙ほ昭和三年から巡回産婆を置き倍々衛生設備の充實を圖つた

又村内一般遍く病院の恩恵に浴するため遠隔の地(四德葛島日會利)に出張所を設け毎月醫師及産婆を出張せしめて遠隔部落の便宜を圖つた爾來着々として實績を擧げて村民一般が普く便益を享けて居る更に昭和十一年には金三千圓を以て南向病院の設備を左の如く擴充した

- 入院室六室 手術室一室 試験室一室 藥品室一室 機械器具七十五點

又未設置の桑原診療所を増設した

今左に歴代院長と豫算と村費繰入金を示さん

年次	院長	豫算	村費繰入金	年次	院長	豫算	村費繰入金
大正十二年	遠藤武文	五、一〇〇 _円	四、五五〇 _円	十四年	同 人	五、五六一 _円	二、八〇〇 _円
十三年	同 人	五、八一九	二、八〇〇	十五年	同 人	五、四二四	二、六〇〇